

令和 5 年度 税制改正 要望事項 (新設 ・ 拡充 ・ 延長)

(経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部 電力基盤整備課)

項 目 名	電気事業法の改正に伴う所要の税制措置	
税 目	所得税 租税特別措置法施行規則第 14 条第 3 項第 3 号 法人税 租税特別措置法施行規則第 22 条の 2 第 3 項第 3 号 消費税 消費税法施行令第 6 条第 2 項第 5 号ロ	
要 望 の 内 容	<p>○特例措置の対象 (支援措置を必要とする制度の概要) 第 208 回通常国会で成立した電気事業法の一部改正を踏まえ、同法改正に伴う 所要の措置を講ずる。</p> <p>○特例措置の内容 発電に係る設備については、以下の特例措置が設けられている。 ・ 収用等に伴い代替資産を取得した場合 所得税の課税特例 ・ 収用等に伴い代替資産を取得した場合 法人税の課税特例 ・ 国内において譲渡が行われた場合 消費税の課税対象</p> <p>電力の安定供給を目的として、令和 4 年 5 月に電気事業法を改正。これに伴 い、系統用蓄電池による放電を行う事業を令和 5 年 4 月から新たに発電事業に 位置付ける。 発電事業の対象範囲が拡大することに伴い、拡大分の税法上における扱いも同 様とする。</p>	
	平年度の減収見込額	— 百万円
	(制度自体の減収額)	(— 百万円)
	(改正増減収額)	(— 百万円)

<p>新設・拡充又は延長を必要とする理由</p>	<p>(1) 政策目的 電気事業法の改正により、系統用蓄電池（以下、蓄電池）による放電を行う事業が発電事業に位置付けられたことに伴い、発電に係る設備が対象となっていた税制について、蓄電池に係る設備も新たに対象に加えることによって蓄電池を用いた発電事業の導入を促進する。</p> <p>(2) 施策の必要性 第 208 回通常国会で成立した安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 46 号）により、蓄電池による放電を行う事業を電気事業法上の発電事業に位置付ける改正がなされている。</p> <p>電気事業法の改正により、蓄電池による放電を行う事業が発電事業の対象となっても、税制上の発電事業の取り扱いは同様であるものの、対象となる設備が拡大することから、同様の措置を講ずる必要がある。</p>
--------------------------	--

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	6. 鉱物資源及びエネルギーの安定的かつ効率的な供給の確保
		政策の達成目標	電気事業法の改正により、蓄電池による放電を行う事業が発電事業に位置付けられたことに伴い、発電に係る設備が対象となっていた税制について、蓄電に係る設備も新たに対象に加えることによって、大型の蓄電池の導入を促進する。
		租税特別措置の適用又は延長期間	恒久措置
		同上の期間中の達成目標	—
	政策目標の達成状況	—	
	有効性	要望の措置の適用見込み	電気事業法の改正により、新たに発電事業者に位置付けられる、蓄電池による放電を行う事業者。
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	—
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	—
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—

		要望の措置の妥当性	安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第46号）により、蓄電池による放電を発電事業に加えるよう、電気事業法の改正がなされた。再生可能エネルギーの導入が拡大する中、大型の蓄電池は脱炭素化された供給力・調整力として、電力の安定供給に大きく貢献することが期待されていることを踏まえ、電気事業法の改正により発電事業に対する税制の対象範囲を拡大することは妥当である。
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	—	
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—	
	租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	—	
	前回要望時の達成目標	—	
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—	
これまでの要望経緯	—		